

北 潟 湖

事務局:あわらし市民生活部生活環境課
TEL:0776-73-8017
E:seikatsu@city.awara.lg.jp

2018.2月 第5号

ペットや小動物に関するアンケート調査結果 市内小3～中3:1312名

(2017.10実施)

・アカミミガメなど、様々な外来種が、捨てられたり逃げたりして、生態系に様々な被害を与えています。

市内全小中学校でアンケート調査を実施し、実態を明らかにしました。外来種について理解を深めて頂き、家庭や学校、地域での環境教育に役立ててください。

Q1:Q2:Q6の種名上位10

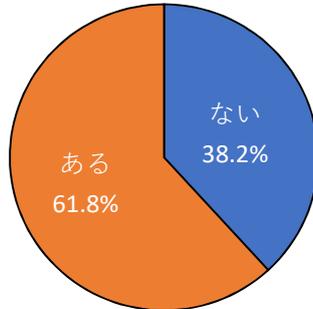
1312名中	有811
飼育経験	全児生
イヌ	287
金魚	223
ネコ	206
昆虫	110
ハムスター	107
カメ	77
魚	55
メダカ	49
小鳥	33
ウサギ	23

1312名中	502名
飼育中	全児生
イヌ	181
ネコ	145
金魚	78
カメ	32
魚	32
昆虫	31
ハムスター	26
メダカ	23
小鳥	20
熱帯魚	13

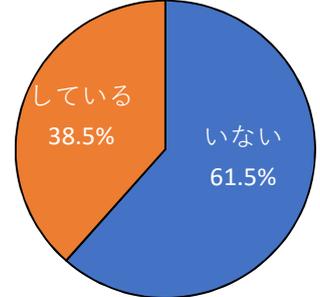
811名中	162名
逃げ逃がす	全児生
カメ	32
昆虫	28
ネコ	24
イヌ	16
金魚	11
ザリガニ	9
トリ	7
魚	6
メダカ	6
爬虫類	5

■飼育中に、162名(約20%)の児童生徒が、「逃げられたり」「逃がしてやったり」した経験がある。
★懸念されること★
①カメが多いが、近場で捕獲したイシガメなどの在来種であれば良いが、アカミミガメの可能性が高いと思われる。
②ネコ、イヌも、野生化してノイヌ、ノネコになり、生態系に被害を与えるので注意が必要です。

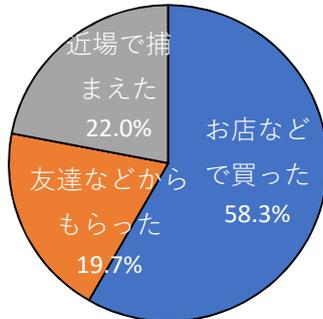
Q1: ペットや小動物を飼育した経験はありますか？



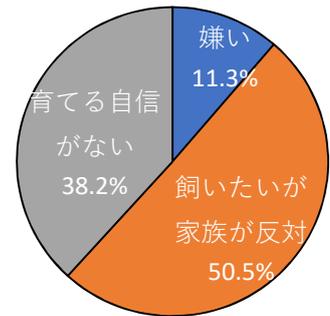
Q2: 現在、ペットや小動物を飼育していますか？



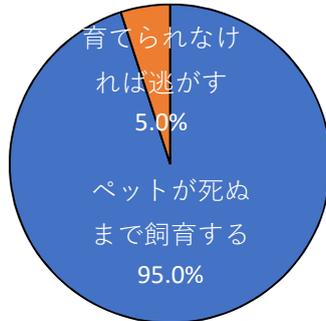
Q3: 飼育しているペットや小動物はどのようにして手に入れましたか？



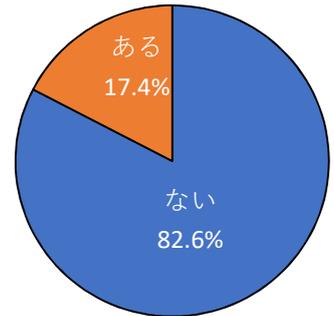
Q4: 飼育していない人に理由をお聞きします。



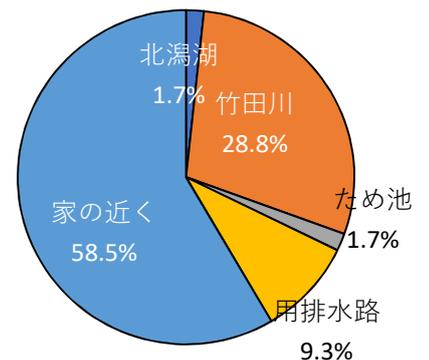
Q5: 現在飼育している人にお聞きします。



Q6: 飼育していたペットや小動物に逃げられたり、逃がしてやったことはありますか？



Q7: どこに逃がしてやりましたか？



<2017年度北潟湖周辺のため池における外来種対策>

資料提供: 福井県自然保護センター

◆北潟湖周辺の谷津にしか生息していない水生昆虫を護るために、ウシガエルを継続的に駆除し、低密度管理をする目的です。

◆**特定外来生物 ウシガエル**駆除作業(8月~10月)

◆**捕獲状況** H28年度:成体97 幼生410 計507匹
H29年度:成体161 幼生785 計956匹

■1950年、戦後の食糧難の時期に、ウシガエル13万匹放流したものが命を繋いでいるのだと思われます。(参考: 芦原町史)

★アメリカザリガニはウシガエル養殖の餌用として移入したものが逃げ出し全国に分布拡大したものです。水生昆虫などを捕食するので、生態系被害や農業被害が大きい。アメリカ、フランス、中国では人気食材。

<小動物などの取り扱い>

■約62%の市内の子供たちが、生きものとふれあい、様々な体験をしています。そのうち、95%が「死ぬまで育てる」と答えていることは、「命」の教育がしっかりとなされているからだと思います。

- ①最後まで飼う!
- ②逃げられ、逃がさないように!
- ③「入れない」「捨てない」「拡げない」

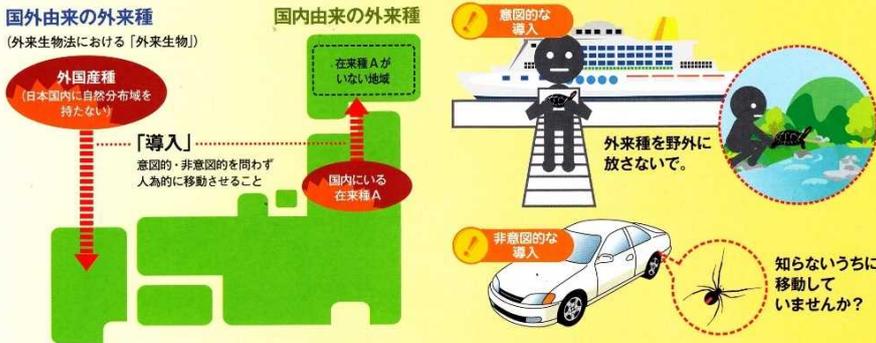
★飼えなくなったら、引き取る施設も地区によってはありますが、あわら市は現在のところありません。

生物を移動させる = 外来種問題のおそれ!?

“外来種”とは、「人の活動によって本来の分布域の外の国や地域に導入(移動)された生物種」のことを言います。対して、本来の分布域に生息・生育する生物を“在来種”といいます。外来種とは、海外から日本に持ち込まれた生物(国外由来の外来種)のことを表すと思われますが、日本の在来種であっても、本来の分布域が日本の一部であ

る場合、国内の分布していない地域に導入(移動)されれば、“外来種”となります。このような外来種のことを「国内由来の外来種」と呼んでいます。

また、外来種の中でも、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」といいます。



外来生物法

生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物を特定外来生物として指定し、飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制されます。同じく同法に基づき指定される未判定外来生物は、輸入時に事前届出が必要となります。

外来生物法で規制される事項 これらの規制に違反すると、最高で懲役3年、罰金300万円(個人)又は1億円(法人)が科される場合があります。



2016/9/21 ウシガエル: 蓮ヶ浦



2014/4/24 アカミガメ: 赤尾

2018年度から駆除活動を始める予定
福良ヶ池や小牧にも見られます。
2020年をめどに輸入禁止(環境省)
全国的には50%はアカミとの話もあり

■2015年、特定外来生物を含む

429種類の侵略的外来種を「生態系被害防止外来種リスト」(要注意外来生物が発展的解消)として種類ごとの防除や管理の行動計画を公表。(特定外来生物以外は外来生物法の規制はない。)

★例: 屋久島のタヌキ、北海道・沖縄のカブトムシは、「国内由来外来種」。

<北潟湖周辺で今後も注意すべき、リスト掲載種> (特): 特定外来生物

■緊急対策外来種(対策の緊急性が高く、積極的に防除を行う必要がある。)

- ①ノネコ ②アライグマ(特) ③アカミガメ ④ブルーギル(特)
- ⑤オオクチバス(特) ⑥アメリカザリガニ ⑦オオキンケイギク(特)

■重点対策外来種(甚大な被害が予想されるため、対策の必要性高い。)

- ①カイウサギ ②ハクビシン ③ノイヌ ④ウシガエル(特)
- ⑤タイリクバラタナゴ ⑥ハンノキ ⑦セイタカアワダチソウ
- ⑧コカナダモ ⑨オオカナダモ

■侵入予防外来種・その他の定着予防外来種

・外国産(クワガタムシ、カブトムシ)などは、捨てないように注意必要。

★その他の総合対策種 ①コウロエンカワヒバリガイ(湖岸にビッシリ付着)

※余りにも多いので、詳細は(外来生物)で[検索]してご覧ください。

「外来種」って?

外国から移入した種のことだけではないのです。えっ! 本当ですか?

★在来種であっても、日本の一部にしか分布していない場合、それをいない地に移入されれば「外来種」となります。
★(国内由来外来種)と呼んでいます。



特定外来種なので、栽培禁止!